

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七 四）の一部を次のように改正する。

第六条第二号及び第三号を次のように改める。

二 法第二十九条の規定により停職にされていた期間及び法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

三 休職にされていた期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされていた期間並びに教育公務員特例法第十四条の規定の適用又は準用を受ける職員であった期間及び結核性疾患にかかり、同号に掲げる事由に該当して休職にされていた期間を除く。）

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。